

自己作成ケアプラン作成者 様

大和市介護保険課

## 自己作成ケアプランについて

要介護認定を受けられたご本人様が、介護サービスを受けるため、ケアプランを自己作成する場合、次の手続きを行なっていただきますようお願いいたします。

### 1) ケアプランを自己作成する場合

- ・(自己作成ケアプラン作成者(以下作成者という。))は、「サービス計画作成依頼(変更)届出書」を大和市へ提出する。

### 2) 新規で介護認定を受けた場合または更新認定、区分変更認定を受けた場合

- ・(作成者)は、「居宅サービス計画書」(第1表)から(第3表)を大和市へ提出する。

### 3) 毎月の介護サービス利用前後の手続きについて

#### I. サービス利用 前月

- ① (作成者) サービス提供事業所に対して、サービス利用に関する連絡調整を行なう。
- ② (作成者) 25日までに「サービス利用票」(第6表)と「サービス利用票別表」(第7表)を大和市へ提出する。(いずれも原本)
- ③ (大和市) 内容を確認のうえ、控えを保管し、原本を返送する。
- ④ (作成者) 「サービス提供票」と「サービス提供票別表」をサービス提供事業者へ送付する。

#### II. サービス利用 当月

- ・(作成者) サービス利用に変更があった場合、内容修正しIの①～④を行う。

#### III. サービス利用 翌月

- ① (サービス提供事業者) 5日までにIの②に実績を記入する。(厚生省令第37条第19条)
- ② (作成者) 5日までに各サービス事業所と連絡をとり、先月分の実績とIの③「サービス利用票」及び「同利用票別表」とで相違ないか確認し、大和市へ連絡する。(電話可)
- ③ (大和市) 上記報告に基づき、「給付管理票」を作成する。
- ④ (大和市) 「国保連送付書」、「給付管理票総括票」及び前記IIIの③を国保連へ送付する。(厚生省令第38条第14条)
- ⑤ (サービス提供事業者) 10日までに国保連へ請求する。

※なお、上記の各指定日が休祝日の場合、前営業日とします。

事務担当；

〒242-8601

大和市下鶴間1-1-1

大和市役所介護保険課

介護給付担当 佐藤

電話：046-260-5169

FAX：046-260-5158